

水泳学習における感染症対策

1 プール等

- (1) 遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理します。
- (2) ドアノブやシャワー、洗顔器の水栓など生徒が手を触れる場所は、適宜消毒を行います。
- (3) 密を避けるため、クラス単位での水泳学習とします。

2 体調等

- (1) 毎朝の検温や健康観察により学習前の生徒の健康状態を把握し、体調が優れない生徒の水泳授業への参加は見合わせます。
- (2) 授業を見学する生徒について、気温が高い日などは熱中症にならないよう、日陰で見学や体力トレーニングをさせ、必要に応じてマスクを外し、他の生徒との距離を 1.5m以上となるよう指導します。

3 学習活動等

- (1) 不必要な会話や発声を行わないよう指導します。
- (2) プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の生徒が入らないようにします。
- (3) プール内、プールサイドともに生徒の間隔が 1.5m以上となるよう指導します。
- (4) 手をつないだり、体を支えたりするなど、生徒が密接する活動は避けます。

4 更衣室等

- (1) 更衣には、プール更衣室、校舎内の女子更衣室、教室等を使用し、身体的距離を確保します。また、更衣中は不必要な会話や発声を行わないよう指導します。マスクを外すので、外したマスクの取り扱いについて指導するとともに、更衣前後に手洗いを徹底すること、教室等のドアノブやスイッチなど生徒が手を触れる場所は、適宜消毒を行います。

5 その他

- (1) プール学習時に生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや、貸し借りがないよう指導します。